

令和 7 年度西区万博イベントブース事業業務委託にかかる
公募型プロポーザルの実施について

次のとおり、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、事業受託者を決定するにあたり、事業提案者を募集します。

なお、本事業は令和 7 年度大阪市予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っています。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和 7 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和 6 年 12 月 18 日
大阪市西区長 三村 浩也

令和 7 年度西区万博イベントブース事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

西区役所では、令和 7 年度西区万博イベントブース事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注予定者を募集する。

1 案件名称

令和 7 年度西区万博イベントブース事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的

2025 年に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）へ向けて、西区を PR し、万博の波及効果を西区の成長に活かせるよう、市民・企業等、多様な主体と協働し、来場促進を目的に西区内で開催されるイベント内に万博ブースを設置するものである。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウを活用し、より効果的な施策を実施するため公募型プロポーザルにより事業者を募集する。

（2）業務内容

「別紙 仕様書」のとおり

（3）業務の範囲

本事業は、発注者と受注者間で業務委託契約を締結し実施する。受注者は、業務委託料の範囲内で委託業務の実施運営を行うこと。

具体的には「別紙 仕様書」を参照すること。

（4）事業規模（契約上限額）

金 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

また、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、

発注者は契約金額（委託料）以外の費用を負担しない。

（５）契約期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

（６）履行場所

大阪市西区内 3 会場（本市指定場所）

（７）発注者側から提供する資料、貸与品等

「別紙 仕様書」のとおり。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容が発覚した場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（２）委託料の支払い

委託料は、業務完了後、発注者による履行確認を経て、受注者の請求に基づき支払う。

（３）契約書案

「別紙 業務委託契約書（案）」参照

（４）契約保証金

契約保証金 要（ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号または第 3 号に該当するときは免除とする。）

保証人 不要

（５）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること。

（１）民間法人であって、国または地方公共団体ではないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（３）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団等排除措

置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。

(7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 代表者及び構成員は、上記（1）～（6）の要件をすべて満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年12月18日（水）
・ 事業説明会	令和6年12月25日（水）
・ 質問受付締切	令和7年1月10日（金）午後5時まで
・ 質問回答	令和7年1月16日（木）
・ プロポーザル参加申請期限	令和7年1月21日（火）午後5時まで
・ 参加資格決定通知（電子メール）	令和7年1月24日（金）
・ 企画提案書の提出期限	令和7年2月3日（月）午後5時まで
・ 企画提案書の書類審査結果通知（電子メール）	令和7年2月7日（金）
・ プレゼンテーション（書類審査合格者）	令和7年2月14日（金）
・ 選定結果通知（電子メール）	令和7年2月21日（金）
・ 契約締結日	令和7年4月1日（火）
・ 業務完了	令和7年10月31日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 事業説明会

本事業の説明を希望する者は、次のとおり参加することができる。（任意）

ア 開催日時

令和6年12月25日（水）

集合日時等については、応募者あて別途通知する。

イ 開催場所

西区役所4階 402会議室

ウ 申込・参加方法

説明会に参加を希望する法人は、「公募型プロポーザル事業説明会参加申込書（様式 1）」にて法人等名称、参加者氏名（各法人等 2 名まで）、担当者連絡先を明記の上、令和 6 年 12 月 23 日（月）午後 5 時までに持参又は電子メール：tf0002@city.osaka.lg.jp で西区役所地域支援課あて申し込むこと。郵送・FAX による受付は行わない。

エ 申し込み先

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

（2）質問の受付

ア 受付期間

公募開始から令和 7 年 1 月 10 日（金） 午後 5 時まで

イ 提出方法

「質問票（様式 2）」に記載し、提出先まで電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「令和 7 年度西区万博イベントブース事業業務委託質問票」とし、メール送信後速やかに提出先に電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先、送達確認電話番号

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

エ 回答

質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 16 日（木）本市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/nishi/page/0000640600.html> にて公開する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

（3）参加申請手続き及び参加資格決定通知

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、申請期間内に「（4）プロポーザル参加申請書類」を必ず申請受付場所まで持参すること。（郵送・FAX・電子メールなど不可）受付に当たっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日には行わない。なお、申請書類等については、本市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/nishi/page/0000640600.html> よりダウンロードすること。

ア 参加申請書受付期間

公募開始から令和 7 年 1 月 21 日（火）午後 5 時まで

※区役所庁舎開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出書類

「（4）プロポーザル参加申請書類」のとおり

ウ 提出部数

1 部

エ 提出場所

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

オ 参加資格決定通知

令和 7 年 1 月 24 日（金）に電子メールで通知する。指名されなかった申出者については、その旨について理由を付して通知する。

（4）プロポーザル参加申請書類の提出について

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式 3）

イ 事業者概要（応募事業者の業務内容がわかるパンフレット等。様式は問わない）

ウ 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出前 3 箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）（任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）

エ 印鑑証明書（提出日前 3 箇月以内に発行：写し不可）

- オ 使用印鑑届（様式4）
- カ 申請内容確認書（実印押印 要）（様式5）
- キ 団体目的等についての誓約書（様式6）
- ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）
（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。）
- ケ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書
（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）
ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- コ 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- サ 委任状（**共同体での申請の場合のみ**）（様式7）
- シ 協定書（**共同体での申請の場合のみ**）（様式自由）
※共同体での参加の場合、イ～ケは各構成員分提出すること。
※令和4・5・6年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記ウ～カ、ク～コを省略できるものとする。
※ウ、ク～コについて、写しの場合は原本に相違ない旨の記載及び代表者印を添付

（5）企画提案書の作成、提出について

発注者から「参加資格を有する」と判断を受けた応募者について、次のとおり企画提案書を作成し、持参により提出すること。

- ア 提案できる企画提案書は、1応募者1案とする。
- イ 企画提案書はA4版縦置き、ホッチキス止め2箇所（左綴じ）とすること。カラー/モノクロは問わないが、白黒コピーをしても鮮明に読むことのできる原稿とすること。簡潔かつ分かりやすく作成し、提出すること。（ページ数は問わない。）
- ウ 下記エ以外の様式は自由とする。（下部にページ番号を記載すること）ただし様式10を表紙として添付すること。なお、表紙はページ数に含まない。
- エ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について様式8に具体的に記載すること。
 - (ア) 本事業（全般）に対する考え方（実施に向けた基本方針、めざすもの、ねらい等）について記載すること
 - (イ) 提案のセールスポイントについて
提案内容全般について、提案者の強み（集客力が期待できるプログラム・来場促進に寄与する企画内容など）や工夫点などセールスポイントについて簡潔に記載すること。
 - (ウ) 事業実施スケジュール
確実に事業（事務）を遂行するための実施スケジュールを提案すること。
 - (エ) 受注者体制内における、本事業実施にかかる運営体制・危機管理体制・個人情報管理体制について
事業全般の確実かつ効果的な実施に必要な人員体制、従事業務内容、安全配慮方法、個人情報の適切な管理方法などについて具体的に記載すること。

(オ) 本事業における経費の内訳

実施経費（委託料）とその主な使途及び積算根拠（経費概算）などについて記載すること。（様式9）

(カ) 事業遂行の確実性（類似業務実績）

企画提案の裏付けとなる過去5年間の類似業務（他の地方公共団体や当区以外の本市他区における本事業と類似の業務または自社主催の類似業務）とその実績について記載すること。

オ 受付期間

参加資格決定通知後から令和7年2月3日（月）午後5時まで

※区役所庁舎開庁日の午前9時から午後5時まで

カ 提出部数

正本1部、副本（複写可）7部

※ 提案事業者名の記載は正本1部のみとし、副本には記載しないこと。副本の記載事項の中で、事業者名等の表示がある場合には、**マスキングの処理を行い、提案事業者が推定できないように処置した上で提出すること。**マスキングの箇所は、参加団体の商号又は名称（略称やロゴを含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名）を含む。

※提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

キ 提出場所

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

7 プレゼンテーション審査について

企画提案書の書類審査に合格した応募者は、下記のとおりプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日時

令和7年2月14日（金）（別途通知）

集合日時等の詳細については、応募者あて別途通知する。

(2) 開催場所

西区役所4階 402 会議室

(3) 出席人数

1 応募者あたり2名まで

(4) 実施方法

提出した企画提案書を使用し、応募者が口頭にてプレゼンテーションを行い（プレゼンテーション時間は質疑応答を含めて20分程度）、一旦提出を完了した資料の追加や変更は認めない。

なお、企画プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

8 審査・選定について

(1) 選定基準

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

事業目的・ 内容の理解 【10点】	10点	大阪・関西万博の開催意義、テーマを十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされているか。また、万博の来場促進の波及効果を活用し、地域振興及び地域活性化に資する内容となっているか。
-------------------------	-----	---

企画力・ 実施内容 【５０点】	２０点	興味関心を惹き、集客力が期待できるプログラム、コンテンツとなっているか。
	２０点	大阪・関西万博の来場促進に寄与する企画内容となっているか。
	１０点	話題性のあるイベントブースとなるための工夫がなされ、新規性、独創性のある提案になっているか。
情報発信力 【２０点】	１０点	西区の強み・魅力発信、地域振興につながる提案がなされているか。
	１０点	動画作成は今後、大阪・関西万博への来場促進に寄与する内容になっているか。
運営力 【１０点】	５点	提案内容に実現性・具体性があるか。提案内容を確実に実行できる実施スケジュールが立てられているか。
	５点	会場運営、安全対策などを確実に遂行できる体制、計画となっているか。
経費の積算 根拠 【５点】	５点	積算根拠は効率的かつ妥当であるか。提案内容を確実に実行できる経費計画となっているか。
類似業務の 実績等 【５点】	５点	過去５年の類似・関連実績が本事業の実施に対して十分な効果が期待できるものか。

(２) 審査・選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「令和７年度西区万博イベントブース事業業務委託」公募型プロポーザル選定委員会が行い、その意見を受けて発注者が契約候補者を選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画力・実施内容」の合計得点が高い方を選定する。なお、これにもより難しい場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。
- エ 応募が１者であっても、選定委員会にて審査を行い、審査結果により当該応募者を契約候補者とする。
- オ 選定委員は３名で、１人あたりの評価点は１００点とし、選定委員の評価点の平均が６０点に満たない場合は、契約候補者として選定しないこととする。

(３) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者にメールで通知し、また本市ホームページに掲載する。

(5) 次順位の繰上げ

契約候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の者が事業予定者に繰り上がるものとする。

9 その他

(1) 実施内容

実施内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と受注予定者で協議の上、決定する。

(2) 事業の検査・確認

発注者は、事業内容や経費、個人情報保護に関して、必要に応じて（場合により委託期間終了後も）契約候補者の事務所などに立入検査やヒアリングを実施する場合がある。

(3) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づく公開を除く）。

オ 提出後の企画提案書類の差し替えは認めない。

(4) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者は、当該参加申請を無効とする。

(5) 損害賠償等

ア 当該事業実施期間中において起きた事故等について、本市は一切責任を負わない。

10 担当・問い合わせ先

大阪市西区役所地域支援課 越智・三牧

〒550-8501 大阪市西区新町 4-5-14

電話：06-6532-9683 FAX：06-6538-7318

電子メール：tf0002@city.osaka.lg.jp